

平成 2 8 年度第 6 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 平成 2 8 年 9 月 1 3 日

場所 十和田市役所議会会議室

平成28年度第6回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所議会会議室
2. 開会日時 平成28年 9月13日(火) 午後1時59分
3. 閉会日時 平成28年 9月13日(火) 午後2時35分

4. 出席委員(24名)

1番	箕輪展忠君	2番	沢目喜代人君
4番	竹浦寿広君	5番	竹ヶ原重義君
6番	漆畑敏男君	7番	宮本正志君
8番	畠山新市君	9番	中野渡稔君
10番	赤崎和夫君	11番	北上稔君
12番	國分弘志君	13番	甲田稔君
15番	古館成光君	16番	小川正孝君
17番	新屋敷より子君	18番	杉山秀明君
19番	力石堅太郎君	20番	米田一典君
21番	山崎誠一君	22番	佐々木君信君
23番	畑山喜太郎君	25番	下久保トキ子君
26番	野崎さち子君	27番	中野均君

5. 欠席委員(2名)

14番	豊川洋人君	24番	漆坂政行君
-----	-------	-----	-------

6. 欠員(1名)

3番

7. 会議に付した案件

報告第28号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第29号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第30号	農地の転用事実に関する照会について
報告第31号	農地等の現況について（裁判所）
報告第32号	農用地利用配分計画の認可について
議案第32号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第33号	相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
議案第34号	十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
議案第35号	農地法第5条第1項の規定に基づく事業計画変更承認に係る意見について
議案第36号	農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第37号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第38号	農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

## 8. 会議録署名委員

7番 宮本正志君

8番 畠山新市君

## 9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長	野田健治	事務局次長	市澤新吾
事務局振興係長	力石浩暢	事務局農地係長	越田守
事務局主任主査	野月明久	事務局主任主査	山崎和也
事務局主査	中村俊文	事務局主事	江渡俊裕

## 10. 書記

事務局主任主査 野月明久

議 長（中野均君）本日の欠席通告者は14番 豊川 洋人 委員、24番 漆坂 政行 委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。ただいまより、平成28年9月6日告示招集いたしました平成28年度第6回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（中野均君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（中野均君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。  
7番 宮本 正志 委員、8番 畠山 新市 委員を指名いたします。

議 長（中野均君）会議書記には野月明久君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（中野均君）次に、会期の決定を行います。お諮りいたします。  
総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（中野均君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（中野均君）次に報告第28号について事務局から報告いたします。

事務局長（野田健治君）それでは、1ページをお願いいたします。報告第28号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件でございます。2ページでございます。今回は2件で、合意解約によるものです。27番及び28番は自ら耕作するものですが、その後、2件とも農地中間管理機構への貸し出しを予定しているとのことでございます。以上でございます。

議 長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。よって報告第28号を報告済みといたします。

議長（中野均君）次に報告第29号について事務局から報告をいたします。

事務局長（野田健治君）3ページでございます。報告第29号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件でございます。4ページから6ページになります。今回は13件で、全て相続による取得です。あっせん等の希望はございません。46番から49番は自ら耕作するものです。なお、48番と49番の被相続人は同一人でございます。50番は現況地目、宅地となっている部分に居宅が建っておりますが、その他の農地は親戚が耕作するものです。なお、宅地部分につきましては非農地ということでございますので、地目変更を指導して参ります。5ページをお願いします。51番は親戚が耕作するものです。52番と55番は自ら耕作するものです。53番は一部は自ら耕作するものですが、現況宅地となっている部分がございますので、これにつきましては地目変更を促すということでございますが、この宅地の部分につきましては、平成12年1月に宅地拡張のため4条の許可を得ているところでございます。今後現地調査の上、完了している場合には地目変更を促すということにしております。54番は一部は自ら耕作するものですが、その他は賃貸借中となっております。6ページをお願いいたします。56番は現況が宅地となっている土地以外につきましては自ら耕作するものです。なお、宅地部分には居宅が建っていることから、地目変更を指導して参ります。57番は一部は親戚が耕作しており、他は賃貸借中となっております。58番は自ら耕作するものです。以上でございます。

議長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。よって報告第29号を報告済みといたします。

議長（中野均君）次に報告第30号について事務局から報告をいたします。

事務局長（野田健治君）7ページをお願いいたします。報告第30号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件でございます。7ページをお願いいたします。今回の照会件数は2件2筆で、現地調査は21番は9月6日、22番は9月12日に実施し、法務局への回答はそれぞれ9月8日及び9月12日に行っております。21番は元町西のファミリープラザとわだ店と薬王堂十和田元町店の交差点から、十和田市

立ちとせ小学校方面に向かって100メートルほど進んだところから西に70メートル進んだところでは、同一所有者の田を分断する形で十和田市が所有していた法定外公共物である水路敷地を用途廃止し、当該所有者の田の脇に水路を付け替えており、現に農業用水路となっていることから非農地と回答したものでございます。22番は県道戸来十和田線、旧国道4号ですが、旧国道4号を南に向かい一本木川を渡る手前にある株式会社スーパーカケモ本部の北側になります。40年以上前から駐車場として使用されているということから非農地として回答したものです。課税上も昭和58年から宅地並みの課税となっているものでございます。以上でございます。

議長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。よって報告第30号を報告済みといたします。

議長（中野均君）次に報告第31号について事務局から報告をいたします。

事務局長（野田健治君）9ページをお願いいたします。報告第31号、農地等の現況について、裁判所の照会でございます。青森地方裁判所八戸支部から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件でございます。10ページをお願いいたします。今回の照会件数は1件9筆です。現地調査は9月6日に実施し、裁判所への回答は9月7日に行っております。2番のうち①から③は同一場所になります。沢田の三日市集落の白山神社前から、農道を南の切田方面に約450メートル進んだところの十字路から西に260メートルほど進んだ道路の北側です。未耕作状態となっておりますが、耕起により耕作が可能であるということから農地として回答しております。2番のうち④から⑨は同一場所になります。同じく白山神社前から農道を南へ約650メートル進んだところの十字路を東に160メートル進んだところの道路の北側になります。水稻が作付されており、農地として良好かつ適正に管理されていることから農地として回答しております。なお、①の農地の一部に廃プラスチックが放置されておりました。今までも撤去を促して参りましたが、現時点でまだ解消されていないという状況から、今後も引き続き撤去を促して参りたいと思います。以上でございます。

議長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。よって報告第31号を報告済みといたします。

議長（中野均君）次に報告第32号について事務局から報告をいたします。

事務局長（野田健治君）11ページでございます。報告第32号、農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件でございます。12ページでございます。今回の報告案件は、今年6月14日開催の平成28年度第3回総会議案第18号で農用地利用集積計画の決定の承認をいただいたものについて、8月31日付で県知事から配分計画の認可があったものです。利用権を設定する者は中間管理機構である公益社団法人あおもり農林業支援センターでございます。12ページは賃借権が3件20筆、20,130平方メートルになります。利用権の設定を受ける者は3経営体となっており、利用権の設定期間は全て10年間となっております。13ページをお願いいたします。使用貸借による権利が2件で5筆、8,685平方メートルです。利用権の設定を受ける者は2経営体となっており、利用権の設定期間は全て10年間となっております。なお、賃借権の30番と使用貸借による権利の8番の利用権の設定を受ける者は同一人となっております。以上でございます。

議長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。よって報告第32号を報告済みといたします。

議長（中野均君）ここからは議案に入ります。今月担当した農用地利用調査班は第4班で、調査員は沢目班長、中野渡委員、甲田委員の3名です。9月6日に現地調査及び市役所新館3階会議室での聴き取り調査を行っております。

議長（中野均君）次に議案第32号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）14ページをお願いいたします。議案第32号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めます。

議長（中野均君）許可申請に係る現地調査と聴き取り調査の結果について報告願います。2番 沢目 喜代人 委員、お願いします。

報告委員（沢目喜代人君） それでは、第3条の許可に関する報告をいたします。今回の3条申請は10件で、うち所有権移転が7件、賃借権設定が3件です。所有権移転7件のうち、申請番号46番から48番は売買で、全て相手方要望によるものです。申請番号49番から52番は贈与で、49番から51番は知人への贈与、52番は子の妻への贈与です。次に賃借権設定ですが、申請番号53番から55番までの3件全てが労力不足によるものです。以上について、現地確認と写真での確認の結果、申請地は全て農地として管理されており、また、申請書は適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（中野均君） 沢目委員、ご苦労様でした。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（野田健治君） それでは、調査員報告の内容について補足的にご説明をさせていただきます。まず15ページでございます。49番につきましては知人への贈与となっておりますが、これは贈与を受ける農地が長年譲受人が耕作している農地の隣接地となっております、長年一体的に利用されているということによるものでございます。50番につきましても知人への贈与となっております。贈与を受ける農地は隣地を所有する譲受人の農地を経由して行かなければならず、要するに道路が無いわけですが、効率的な営農ができないということから贈与するというところでございます。51番は贈与する農地が、譲受人が耕作している農地の中に含まれて利用されてきているということによるものでございます。16ページをお願いいたします。賃借権が3件ということでございます。54番と55番につきましては農業経営基盤強化促進法での貸付期限の到来により、再設定をするものでございます。所有権移転の46番から52番まで及び賃借の53番から55番までの農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。

議長（中野均君） これより質疑に入ります。ありませんか。

議長（中野均君） はい、7番宮本委員。

委員（宮本正志君） はい、7番宮本です。確認をお願いします。49番。これはお二方、隣同士でございまして、親レベルで境界を交換、所有を交換したりして、この機会に整理したいということで上がっているものと思われませんが、これは\_\_\_\_\_さんが\_\_\_\_\_さんから受けるという申請でございますけども、この反対は無かったですか。

議長（中野均君） 事務局長。



事務局長（野田健治君）現時点での、逆の\_\_\_\_\_さんから\_\_\_\_\_さんへのその申請というのは、現時点では出てきておりません。以上です。

議長（中野均君）よろしいでしょうか。

委員（宮本正志君）はい。

議長（中野均君）その他ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第32号は許可することに決定いたしました。

議長（中野均君）次に議案第33号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）17ページをお願いいたします。議案第33号、相続税の納税猶予に関する適格者の証明について。租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、別紙の農地等の被相続人及び相続人について、その適格者であることを証明することについての承認を求める件でございます。18ページをお願いいたします。今回の案件は相続税の納税猶予を受ける特例農地について、被相続人が死亡の日まで農業を営んできていること、また相続人が農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うことが認められる場合において、特例の適用要件に該当することとして承認するものでございます。1番でございますが、平成27年12月3日に相続が開始となり、記載の特例の適用農地2筆に対して、相続人に登記されたのが平成28年8月23日となっております。その後、8月24日付けで証明願いが提出されているものでございます。現地調査を9月3日に実施したところ水稻が作付されており、農地として適正に管理されてきていることが認められました。今後とも農地として継続的に利用されていくことが見込まれることから、適用要件を満たすものと判断します。以上でございます。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第33号は承認することに決定いたしました。

議長（中野均君）次に議案第34号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）19ページをお願いいたします。議案第34号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件でございます。

議長（中野均君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。9番 中野渡稔 委員、お願いいたします。

報告委員（中野渡稔君）それでは、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請に関する報告をいたします。9月6日午後に、沢目委員、甲田委員、私の3名で、会長室において農用地利用調整会議を行い、聴き取り調査を実施しました。あっせん件数は所有権移転2件です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域内農地であり、所有権の移転を受ける者は認定農業者です。あっせん対象の農地は、負債整理を目的として売買するものですが、所有権の移転を受ける者の経営する農地の近くにあることから、農地の集約が図られるものと考えます。利用調整委員としては、申請内容及びあっせんについて適当と認めましたので、その旨を9月6日付で、会長宛てに農用地利用調整会議の調整結果報告として報告しております。以上のことから、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（中野均君）中野渡委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（野田健治君）それでは20ページでございます。20ページの所有権移転2件につきましては調査員報告のとおりでございます。21ページをお願いいたします。使用貸借による権利が1件9筆でございますが、10年間の再設定となっております。平成22年から平成27年までの5年間の中で一時貸付後に、今回、利用権の設定を受ける者が買い受けることとなっておりますが、資金不足のため再度10年間貸付けを延長し、その間、10回の分割納付により買

い受けることを所有者である公益社団法人あおもり農林業支援センターが承認したということでございます。今回申請のあった所有権移転2件、使用貸借による権利1件につきましては、調査書のとおりで農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

議長（中野均君）はい、4番竹浦委員。

委員（竹浦寿広君）はい、4番竹浦です。農事組合法人\_\_\_\_\_、今、代表は誰ですか。

議長（中野均君）事務局長。

事務局長（野田健治君）そこに書かれているとおり、\_\_\_\_\_様でございます。

議長（中野均君）よろしいでしょうか

委員（竹浦寿広君）はい。

議長（中野均君）その他ございませんか。

議長（中野均君）ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第34号は要請することに決定いたしました。

議長（中野均君）次に議案第35号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）22ページでございます。議案第35号、農地法第5条第1項の規定に基づく事業計画変更承認に係る意見について。農地法第5条第1項の規定により、許可した農地転用事業について、別紙のとおり農地転用事業計画

変更承認申請があったので、県知事に送付するための意見を求める件でございます。23ページをお願いいたします。本事案につきましては、平成22年2月23日に開催された平成21年度第11回十和田市農業委員会農地部会議案第54号において、5条申請により自己住宅建築に係る事業計画が承認され、別紙の6に記載されているとおり、平成22年3月19日付け指令第560号をもって許可されたものでございます。変更承認申請書は平成28年8月25日に受理しており、変更内容は貸家建築3棟となっております。場所につきましては国道102号を東に進み、稲吉にある株式会社共同サービスまごころホール十和田を過ぎて200メートルのところにある十和田観光電鉄の稲吉バス停の手前の道路を南に120メートル進んだ道路の東側になります。事業計画変更理由につきましては、3に記載のとおりでございますが、当初計画の際の資金調達が順調にいかず、建築の時機を逸したということで、その間、当該農地の周辺の宅地化が進み、貸家の需要が見込まれる状況となったことと、資金の目処がついたということでございます。ちなみに転用許可後の経緯といたしまして、転用許可後に申請者の夫が経営している会社の隣地が取得できたことから、利便性などの面から自己住宅はその土地に建築したということでございます。以上でございます。

議 長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

議 長（中野均君）ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第35号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（中野均君）次に議案第36号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）それでは、24ページをお願いします。議案第36号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件でございます。

議長（中野均君）許可申請に係る現地調査及び聴き取り調査の結果について報告願います。13番 甲田 稔 委員、お願いします。

報告委員（甲田稔君）それでは、第4条の農地転用に関する報告をいたします。第4条の農地転用は、今月は申請番号11番の1件で、転用事由は植林です。申請地に植林し山林として管理したいというもので、隣地所有者の同意を得て平成24年頃からコナラを植えています。農業振興地域整備計画も除外済で、始末書付での申請となります。農地区分につきましては、農用地域内にある農地以外の農地であり、いずれの要件にも該当しない農地として、第2種農地のその他の農地に該当します。以上、現地調査と聴き取り調査の結果、申請地は、農地転用の要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げまして、報告といたします。

議長（中野均君）甲田委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（野田健治君）それでは、25ページをお願いいたします。今回の申請は1件になります。11番の場所ですが、種原公民館から北に60メートル進んだところから西に向かって50メートル進んだ道路の北側になります。周囲が山林に囲まれており、畑作の生育に適さないということで既に植林しております。始末書の添付をしての申請でございます。平成28年7月26日付けで農業振興地域整備計画の除外が認可されており、隣地の農地所有者の同意も得ているということでございます。以上でございます。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第36号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（中野均君）次に議案第37号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）では、26ページをお願いします。議案第37号、農地法第5

条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件でございます。

議長（中野均君）許可申請に係る現地調査及び聴き取り調査の結果について報告願います。13番 甲田 稔 委員、お願いします。

報告委員（甲田稔君）それでは、第5条の農地転用に関する報告をいたします。第5条の農地転用は、申請番号34番から39番の6件です。まず、申請番号34番ですが、譲受人が農地を買い受けて、7区画の宅地分譲を行うものです。申請番号35番から37番は譲受人が同一で、申請地にそれぞれ1区画ずつ、合計3区画の宅地分譲を行うものです。申請番号38番は自己住宅の建築で、親から農地の贈与を受け、親の住宅の隣に住宅を建築するものです。申請番号39番は太陽光発電施設の整備で申請地を20年間借り受け、10列のソーラーパネルを設置し240キロワットの発電を計画しています。農地区分につきましては、申請番号34番から37番、そして39番は都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当します。38番は第1種農地内ですが、建築しようとする住宅は集落に接続して設置されるものであり、不許可の例外となります。以上、現地調査と聴き取り調査の結果、申請地は、農地転用の要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆さんの審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（中野均君）甲田委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（野田健治君）それでは、27ページをお願いいたします。34番の場所でございますが、国道102号沿いの、はま寿司十和田店と株式会社トヨタレンタリース青森十和田店との間の道路を南に100メートル進んだ道路の西側になります。農地を買い受けて宅地分譲するということでございます。35番、36番、37番は隣接地であり同一事業者による事業となります。場所は十和田中学校から東側道路を北に400メートルほど進んだ道路沿いの西側になります。農地を買い受けてそれぞれ1区画ずつの宅地分譲をするものでございます。28ページをお願いいたします。38番は国道4号バイパス沿いにあるイオンスーパーセンター十和田店南側の道路と、十和田食肉センターなどのある食肉団地の東側の道路との交差点から南に50メートル進んだところから、西に110メートル進んだ道路の南側になります。大和集落の北側ということでございます。親から農地の贈与を受けて自己住宅を建築するものでございます。39番は三本木高等学校野球場の北側の道路を東に向かい、旧国道4号との交差点を越えたところにある株式会社頭久保十和田店から更に東に360メートル進んだ道路の北側になります。農地を賃貸借により20年間借り受けて太陽光発電施設を整備するものでござい

ます。以上でございます。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第37号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（中野均君）次に議案第38号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）29ページでございます。議案第38号、農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、十和田市長から別紙のとおり照会があったので意見を求める件でございます。30ページでございます。十和田市長から平成28年8月30日付けで農業振興地域整備計画の変更に関する意見についての照会がございました。31ページでございます。今回は編入2件、用途変更1件、除外1件の計4件となっております。1番の場所でございますが、七郷のJA十和田おいらせ種子センターの十字路から、西の三間木沢方面に約500メートル進んだところの道路の南側の場所になります。東西は山林、南北に畑が連担している農地で果樹植栽をするということで優良農地として確保するため、編入するものでございます。2番の場所は、深持集落の七戸方面から南に向かう市道と高森山の馬事公苑に向かう県道七戸十和田湖線が交差する地点から、西に150メートル進んだ場所です。申出者の自宅の裏手に位置し北側と東側は山林ですが、西側と南側には畑が隣接している一団の農地です。ここも果樹を栽培しており、優良農地として確保するため編入するものでございます。3番の場所は旧国道4号を南に進み、藤島川を越えて約240メートル進んだところから西に道なりに350メートル進んだ道路の西側、元ダチョウ飼育場の西側になります。西側は山林ですが、その他は畑に隣接しております。現地は牛舎及び農業用倉庫等が建っており、農業用施設用地として用途変更するものでございます。4番の場所は切田の寺地集落から滝沢を経由し、南の古安鹿方面に向かう途中の外ノ沢集会所に入る道路から更に南に60メートル進んだところの道路西側です。携帯電話無線基地局を設置するため除外するものですが、認定電気通信事業者が行うものであることから、農地の転用の制限の

例外規定が適用され、農地転用許可は不要となっております。以上でございます。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第38号は承認することに決定いたしました。

議長（中野均君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもって、平成28年度第6回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

————— 閉会 午後2時35分 —————